

# ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の親の学び直し及びひとり親家庭の児童の支援を目的としています。

## 《対象講座》

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)

## 《対象者》 下記の要件をすべて満たす人

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準であること。
- ② 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- ③ 過去に本事業の給付を受けたことがないこと。

## 《支給額》

【受講修了時給付金】 支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 20% に相当する額とする。ただし、その 20% に相当する額が 10 万円を超える場合の支給額は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

【合格時給付金】 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の 40% に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が 15 万円を超える場合における受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15 万円とする。

対象経費…受講施設の長が証明する下記の経費

- ◇ 入学料 (入学金又は登録料)
- ◇ 受講料 (受講に際して支払った受講費・教科書代・教材費)
- ◇ 上記経費の消費税

◆ 高卒認定試験合格支援事業を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

—お問い合わせ先—

菊池市役所 子育て支援課 こども家庭支援係

TEL 0968-25-7214

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の申請方法

## ① 講座開始前に講座指定の申請をしてください。

(申請前に受講しようとする講座のパンフレット等をお持ちの上ご相談ください。)

### 【申請に必要な書類】

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第1号）
- 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者及びその児童の世帯全員の住民票の写し（菊池市内の場合は不要）
- 児童扶養手当証書の写し（お持ちでない場合はご相談ください）または、ひとり親家庭の親の所得並びに扶養親族等の有無及び数がわかる証明書（1月1日現在が菊池市内の場合は不要）

## ② 市から受講対象講座指定通知書（様式第2号）が届いたら大切に保管してください。（支給申請の際に写しが必要となります。）

## ③ 【受講修了時給付金】支給申請書（様式第4号）を提出してください。

(受講が修了してから30日以内に申請してください)

### 【申請に必要な書類】

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第4号）
- 請求書
- 受講対象講座指定通知書の写し
- 受講修了証明書（訓練施設の長による）
- 受講の際に支払った領収書等（訓練施設の長による）
- 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し（お持ちでない場合はご相談ください）または、ひとり親家庭の親の前年の所得並びに扶養親族等の有無及び数がわかる証明書

## ④ 【合格時給付金】支給申請書（様式第4号）を提出してください。

(合格証書に記載されている日から40日以内に申請してください)

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第4号）
- 請求書
- 受講対象講座指定通知書の写し
- 文部科学省が発行する合格証書の写し
- 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し（お持ちでない場合はご相談ください）または、ひとり親家庭の親の前年の所得並びに扶養親族等の有無及び数がわかる証明書

## ⑤ 支給決定（不承認）通知（様式第5・6号）を送付し、指定された口座へお振込みします。

～お問い合わせ先～

菊池市役所 子育て支援課 こども家庭支援係

TEL 0968-25-7214